

令和3年度

小樽市地域密着型サービス事業者集団指導

資料7



高齢者虐待 について



令和4年1月26日

小樽市福祉保険部

福祉総合相談室

小樽市地域福祉計画イメージキャラクター「つつじの妖精「さちこ」

高齢者虐待とは

- ▶ 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、高齢者虐待について考えましょう。虐待の種類、主な具体例を紹介します。（こんなことが高齢者虐待にあたります）

※小樽市公式ホームページより

▶ 身体的虐待

- ▶ 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ▶ ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をするなど

▶ 心理的虐待

- ▶ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ▶ 話しかけているのに意図的に無視をするなど

▶ 経済的虐待

- ▶ 生活費を渡さない、使わせない
- ▶ 自宅等を本人に無断で売る
- ▶ 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど

▶ 性的虐待

- ▶ 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- ▶ わいせつな行為をしたり、強要するなど

▶ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ▶ 水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- ▶ 入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- ▶ 室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させるなど



虐待の状況（全国）

厚生労働省の調査結果より（平成19年度から毎年実施されている調査）

施設

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者

図2 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



虐待の状況 (小樽市)

虐待通報件数などについては、ネットワークの構築や、包括支援センターの整備など相談しやすさから全国的には増加傾向。市内の状況としてはばらつきがある。



1. 件数(新規受付分のみカウント、施設内虐待は含まず)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
通報・相談件数	19	16	51	41	40	32
虐待認定件数				19	9	3

2. 内容(重複あり)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
身体的虐待	9	12	31	23	29	20
介護等放棄	2	1	14	5	3	3
心理的虐待	10	7	5	9	8	9
性的虐待	0	1	0	0	0	0
経済的虐待	3	1	11	11	6	2

3. 通報・相談者

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
本人(被虐待者)	2	4	5	4	0	0
家族・親族	2	0	7	2	2	5
民生委員	0	0	0	1	0	0
事業所職員等	2	5	9	19	9	4
警察	11	1	25	11	25	20
行政職員	0	1	2	3	2	2
その他	2	5	3	2	2	1
計	19	16	51	42	40	32

虐待の状況 (小樽市 2)

- 女性の割合が高い
- 要介護 1・2 の割合が高い



4. 被虐待者(疑いを含む)の年齢・性別

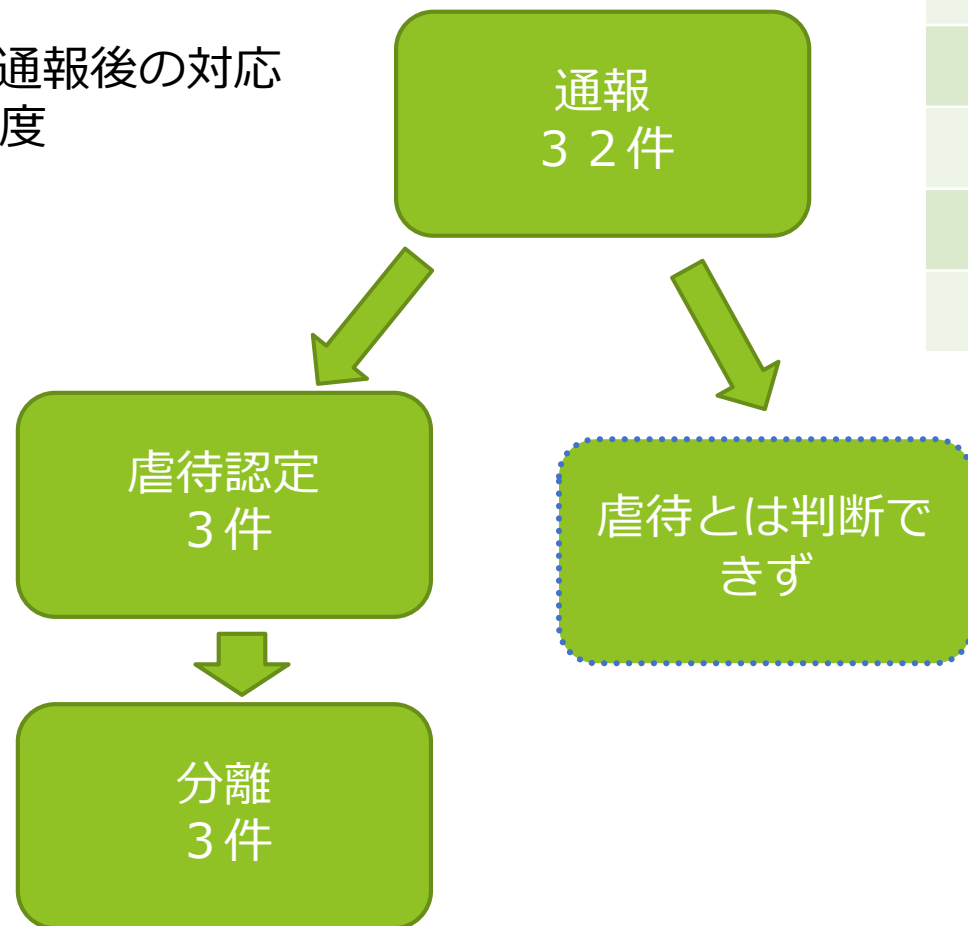
		H27	H28	H29	H30	R元	R2
男	65～69歳	0	0	2	0	5	0
	70～79歳	3	0	7	6	4	3
	80～89歳	0	3	4	4	2	5
	90歳以上	1	0	0	0	0	0
	計	4	3	13	10	11	8
女	65～69歳	2	1	3	4	5	1
	70～79歳	11	8	14	8	13	12
	80～89歳	2	4	16	10	10	11
	90歳以上	0	0	5	9	1	0
	計	15	13	38	31	29	24

5. 被虐待者(疑いを含む)介護認定の状況

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
要支援 1、2	2	4	4	0	3	3
要介護 1	3	5	7	4	4	3
要介護 2	2	2	10	9	5	5
要介護 3	0	0	5	6	4	1
要介護 4	2	0	5	3	1	3
要介護 5	0	0	1	2	1	0
その他	10	5	19	17	22	17
計	19	16	51	41	40	32

虐待の状況 (小樽市 3)

虐待通報後の対応
R2年度



6. 被虐待者(疑いを含む)から見た擁護者との関係

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
夫	7	8	13	8	11	14
妻	0	1	4	3	4	3
息子	7	3	22	22	15	7
娘	1	0	7	6	3	4
兄弟姉妹	2	0	1	0	1	0
その他	2	4	4	2	6	4
計	19	16	51	41	40	32

●地域包括支援センター 虐待対応件数(月間報告数の合計)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
東南部	20	6	17	31	46	39
南部	14	22	35	47	69	33
中部	26	17	41	43	47	34
北西部	10	31	33	20	19	5
合計	70	76	126	141	181	111

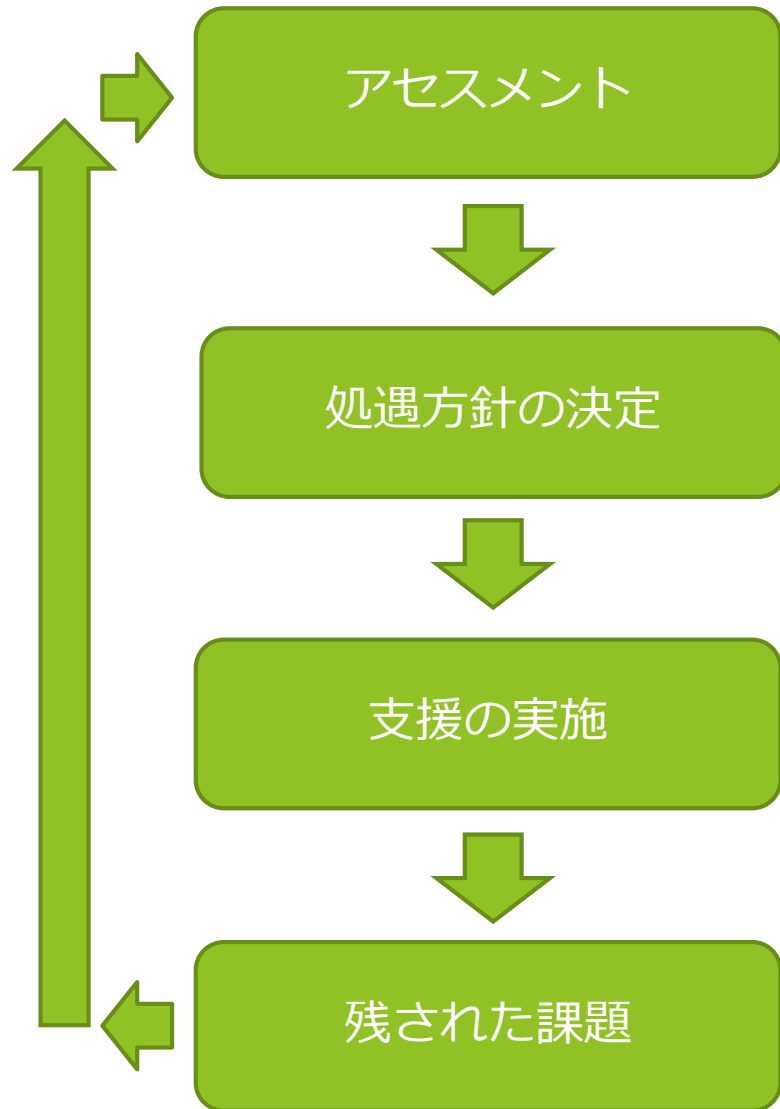
小樽市高齢者虐待防止ネットワーク

- ▶ 平成20年度設置
- ▶ 目的：各関係機関の協力を図り、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応を図るため。
- ▶ 流れ：
 - (1) 虐待の発見・通報
 - (2) 個別支援検討会議
 - (3) 各ケースの支援
 - (4) 定例会議
- ▶ メンバー：

市（福祉総合相談室、男女共同参画課、保健所）、地域包括支援センター、民生委員協議会、人権擁護委員協議会、総連合町会、医師会、警察署、社会福祉協議会、ケアマネ連協など介護関係団体



高齢者虐待対応の流れ（養護者の場合）



緊急対応（保護など）

解決の方法はさまざま。
分離を図ることですべてが解決するわけではない。経済的な問題は大きい。
(課題) 緊急時の受け皿
※要介護の方の緊急引き受け先がない（金曜日の夕方など）
終結をイメージして支援。



高齢者虐待対応マニュアルの改訂 (主に在宅の高齢者サービス提供者向け)



令和4年4月
小樽市
地域包括支援センター

1 高齢者虐待とは

まずは、高齢者虐待はどのようなものか、虐待の類型などについて理解しよう！！

高齢者虐待とは

高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることです。

高齢者虐待の高齢者って
どういう人が対象となるの？

高齢者虐待防止法では
65歳以上とうたっているけど
65歳未満の人も高齢者と
みなす場合がある…

65歳未満を高齢者とみなす場合
⇒ 要介護施設・事業所を利用する
65歳未満の高齢者

なるほどね。

養護者とは

高齢者虐待防止法でいう「擁護者」とは
金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など何かと世話をしている人のこと。
同居、別居は関係ありません。

身寄りのない人でご近所の方が
面倒を見ている場合は
養護者になるの？

養護者については
以下の事に注意が必要じゃ。

養護者とはみなさない場合
● 親が子を養護している場合
● お互い比較的自立している
高齢者の夫婦

養護者とみなすもの
● 近所に住みながら
世話をしている近所の人
(知人や親族等)

養介護施設従事者等とは

要介護施設従事者って…
老人福祉法、介護保険法に
規定する要介護施設、
要介護事業に従事している人ってことね

こっちは注意しなければ
ならないことがある…

こんな時は…擁護者による高齢者虐待となる
● 対象の施設が「要介護施設」「要介護事業」に
該当しないとき
● 自費のショートステイなど法定外のサービスで
虐待にあったとき。

でも…いざ相談や現場に出たら虐待かどうか迷うことがあるけど…
判断のコツがあったら教えて！

高齢者虐待防止法では
「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する
虐待を防止することが極めて重要」として歌っているので
高齢者の尊厳が保持されているかがポイント。



法律全文は
こちら

ということは…虐待とは高齢者の尊厳が守られていない状態なんだ！！

虐待かどうか
迷ったら…
今、その高齢者の尊厳が守られているかどうか 判断しよう！！

虐待対応マニュアル

家庭に直接かかわっていき訪問介護サービス、家庭から高齢者を預かる通所型介護サービス、小規模多機能、グループホームなど、介護従事者の事業所の皆様に配布予定をしています。在宅・施設に関わらず改めて認識いただきたく、ご覧ください。

虐待のパターンについて



高齢者虐待っていうけど
どんな種類があるの？

高齢者虐待は大きく分けて
次の6つある。
しっかり覚えよう



身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。



- 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
- 刃物や器物で外傷を与える。
- 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること



- 入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
- 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応
その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



- 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- 侮蔑を込めて、子どものように扱う。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること
又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。



- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- キス、性器への接触、セックスを強要する。
- わいせつな映像や写真を見せる。

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を
不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること



- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- 年金や預貯金を無断で使用する。
- 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

セルフ・ネグレクト(自虐)

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、
社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持が出来なくなっている状態

※高齢者虐待防止法の範囲には含まれないが対応が必要



- 認知症のほか、精神疾患・障がい、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障がい等の理由から、「支援してほしい」「困っていない」などと支援を拒否する。

高齢者虐待対応の事例

グループホームでのできごとについて

在宅での高齢者虐待など、認知症が起因する家族のストレス。多く存在します。認知症の方が居宅生活を送るグループホームでも、介護する側は、多くのストレスも抱えながらお仕事されていることと認識しています。



お金を取った、食べてはいけないものを口に入れてしまう。
排便をいじってしまう・・・
などなど・・・
日々いろんなことが起こってきます。



高齢者虐待対応の事例



重なる負担と、不安から
利用者を大きな声で制したり
排泄物をいじる行為を制するためにタオルで巻く
手を縛ってしまうなどの行為が散見されています。

ほとんどの身体拘束ケースは、「不適切なケア」じゃないか・・・
と周囲が疑念に感じている中で、行われています。

施設虐待の対応状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
通報・対応件数	2	6	1	3	3	3	1	2
認定件数						3	1	0

改めてその内容を振り返ってみましょう。

高齢者虐待対応の事例（高齢者虐待とは） ※振り返り

- ▶ 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、高齢者虐待について考えましょう。虐待の種類、主な具体例を紹介します。（こんなことが高齢者虐待にあたります）

※小樽市公式ホームページより

▶ 身体的虐待

- ▶ 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ▶ ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をするなど

▶ 心理的虐待

- ▶ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ▶ 話しかけているのに意図的に無視をするなど

▶ 経済的虐待

- ▶ 生活費を渡さない、使わせない
- ▶ 自宅等を本人に無断で売る
- ▶ 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど

▶ 性的虐待

- ▶ 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- ▶ わいせつな行為をしたり、強要するなど

▶ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ▶ 水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- ▶ 入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- ▶ 室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させるなど



高齢者虐待（施設）対応状況

- ▶ 介護従事者は通報の義務がある。（高齢者虐待防止法）
- ▶ 通報が来るタイミング、ひと（通報者の秘匿。お伝えしづらい）
- ▶ 家族から、今働いている人、過去に働いていた人、事業所からの事故報告など様々
- ▶ 当該高齢者の身体状況確認
- ▶ 虐待行為の確認（従事者への聴取）・・・施設所管（北海道や市地域密着事業所担当等と協同）
- ▶ 時間がかかる
- ▶ 介護給付費が減算されることがある



未然に防ぎたい

❖養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因★

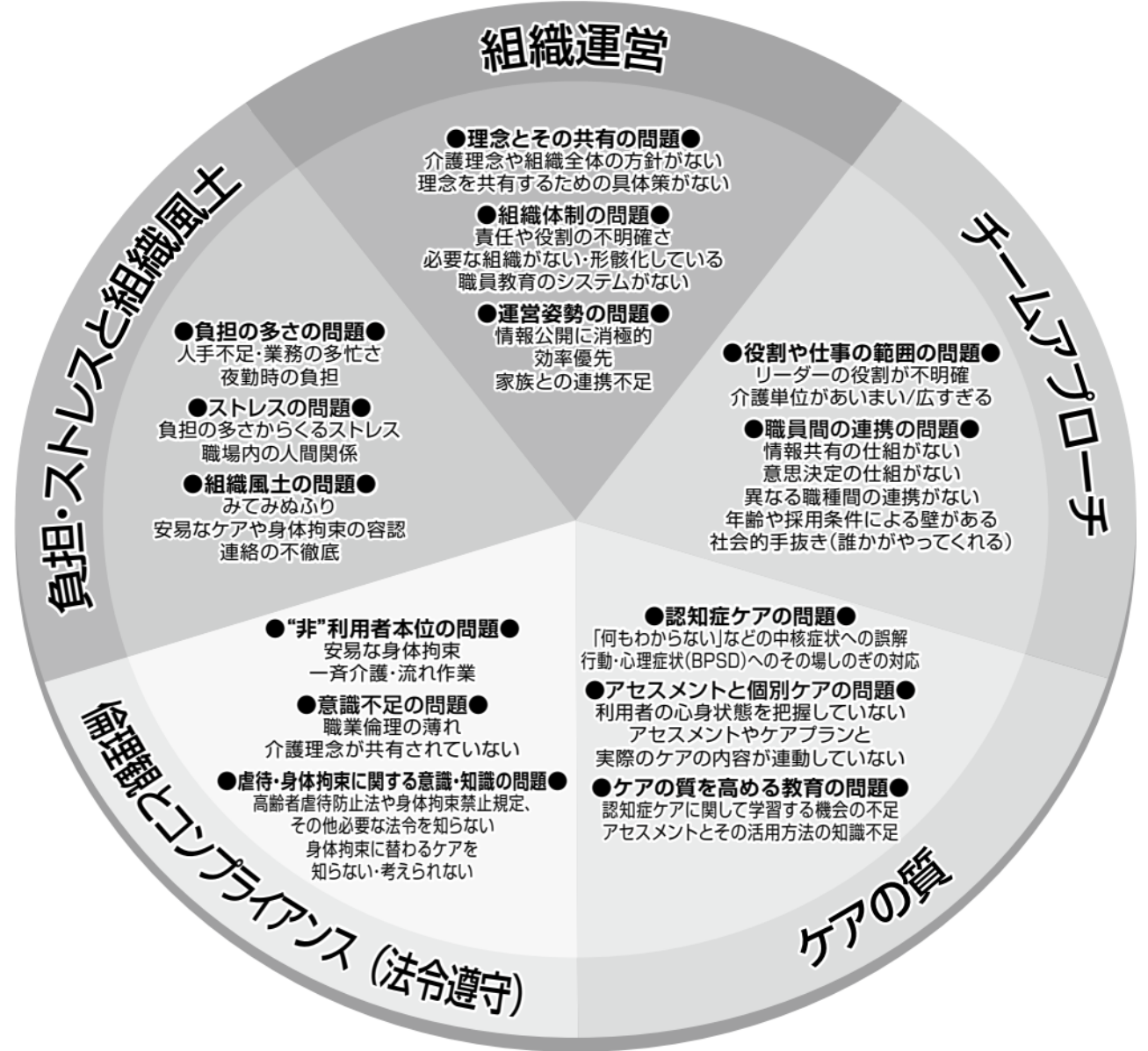
虐待の未然防止

❖背景となる要因を捉える

- 組織運営は健全か？
- 負担・ストレスや組織風土の問題はないか？
- チームアプローチは機能しているか？
- 倫理観を持ち、コンプライアンス（法令遵守）を考えているか？
- ケアの質は保たれているか？



- 直接的に虐待を生みださなくとも、放置されることでその温床となり虐待の発生を助長する
- 「不適切なケア」の背景要因としても捉えられる
- 背景要因は相互に関連していることが多い



高齢者虐待を防止するために
情報共有・話し合ひましょう
虐待の背景要因の「逆」へ



地域で高齢者や障がいのある方、子育て中の方など・・・支えあう仕組みづくり

- ▶ 高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」



- ▶ 制度や分野での「縦割り」「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながっていくことで、住民一人一人の暮らしと生きがい地域をともに作っていく社会 → 「地域共生社会」



- ▶ 当事者を支援するのはもちろんのこと、今後の支援を円滑にしていくための仕組みづくりに努めていきたいですね。



- ▶ 地域福祉計画にも注目してみてください。



小樽市地域福祉計画（たるたる支え愛ぷらん）ホームページ



お互いさまと支え合う「地域共生社会」
の実現は職場から

私たちは一人じゃない

気づきを共有しましょう

ご清聴

ありがとうございました。

